

東京都立大学国際化基本方針及び行動計画

1 はじめに

本学は、国際化基本方針（2014年2月）とそれを具体化する国際化行動計画（2015年12月）を定め、さらに「TMU Vision 2030 ~学問の力で、東京から世界の未来を拓く~」（2020年4月）の理念も踏まえて国際化を推進してきた。これにより一定の成果が出てきてはいるものの、一方で本学としての特徴ある取り組みが見えにくいという問題や、変化する時代に対応できるようさらに焦点を絞った行動計画を整備する必要性が生じていた。

我々は近年、新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大、それによって加速されたデジタル化の流れ、地球環境問題などに直面しているが、これらを含む多くの問題に対処する上で、国際的視野をもって取り組むことが必須要件となってきた。こうした状況も踏まえ、本学に真にふさわしい国際化のありようを検討し直し、国際化基本方針と行動計画を新たに策定した。その過程では、東京都が設置する公立大学としての役割も考慮しつつ、特に重点的に対処すべき課題および本学独自の取り組みに焦点を絞った。

本行動計画の着実な実施によって、国際舞台で活躍する人材が本学で育ち、より優れた研究成果が生み出されていくことを期待する。

2022年7月29日 東京都立大学学長 大橋隆哉

2 国際化の目的と基本方針

○ 国際化の目的

教育研究の高度化・大学の活性化の好循環を実現し、「TMU Vision 2030~学問の力で、東京から世界の未来を拓く~」（2020年4月）に掲げた将来像（トップビジョン※）の達成を目指す。

※ 大学のあるべき将来像を描いたトップビジョン（TMU Vision 2030 より）

- 1 高度な研究力と質の高い教育の好循環
- 2 学び続ける力を有し、協働して新たな価値を創造できる人材の育成
- 3 多様な人々が集い、学び合う、開かれたキャンパス

（参考：TMU Vision 2030 全文）

https://www.tmu.ac.jp/university/philosophy/tmu_vision.html

○ 基本方針

(1) 世界に門戸を広げて優秀な学生を受け入れつつ、国際的素養を身に着けた人材を育成する。

【施策の方向性】

- (1-1) 多様な国・地域からの優秀な外国人留学生の受入促進
- (1-2) 学生が海外で多様な経験を積むことのできる機会の充実
- (1-3) 日本人学生と外国人留学生が共同で学習できる環境の整備

(2) 国際競争力のある教員や大学院生を獲得し、国際共同研究の推進により研究力を強化する。

【施策の方向性】

- (2-1) 国際競争力のある教員・大学院生の海外からの採用・受入れ
- (2-2) 国際共同研究を推進する環境の整備

(3) 育成した人材や研究力を社会に還元することで、大学の国際的評価を確立する。

【施策の方向性】

- (3-1) 教育・研究の成果を社会に還元する取組の強化
- (3-2) 国際通用性のある人材を生み出す学内環境の整備

3 国際化行動計画

「2 国際化の目的と基本方針」に対応し、今後展開していく個別施策の実施計画として、以下のとおり国際化行動計画を定める。

(1) 世界に門戸を広げて優秀な学生を受け入れつつ、国際的素養を身に着けた人材を育成する。

1-1. 多様な国・地域からの優秀な外国人留学生の受入促進

- ① 国費や東京グローバルパートナー奨学金プログラム等の奨学金制度を活用し、優秀な外国人留学生の受入れを促進する。
- ② SATOMU の体系化等により魅力ある教育を提供し、協定に基づく外国人留学生の受入れを促進する。
- ③ 外国人留学生が高度な日本語を習得し、日本で活躍することを目指した教育体制の整備を行う。

1-2. 学生が海外で多様な経験を積むことのできる機会の充実

- ① 海外留学制度の周知を一層強化すると同時に、留学経験者の体験や履修モデルを効果的に提示することで、学生の海外留学に対する能動性を喚起する。
- ② 海外の優れた大学等と協働し、交換留学等の多様な海外派遣プログラムを提供する。
- ③ 国際副専攻コースの履修者をグローバル人材育成入試による入学者に限定しない等、対象範囲を拡大する。

1-3. 日本人学生と外国人留学生が共同で学習できる環境の整備

- ① 国籍や文化の異なる学生同士の交流により、互いに多様な価値観を学ぶことのできる機会を提供する。
- ② 教育・研究において緊密に協力し合える協定校と連携し、オンラインも活用した国際共修プログラム等を実施する。
- ③ 単位認定を行っている協定校と協議し、単位互換やダブルディグリープログラムの導入を目指す。

(2) 国際競争力のある教員や大学院生を獲得し、国際共同研究の推進により研究力を強化する。

2-1. 国際競争力のある教員・大学院生の海外からの採用・受入れ

- ① 学長裁量枠やテニユアトラック制度等を用いて、国際公募により国際競争力のある若手教員を積極的に採用する。
- ② 研究力が優れた大学院博士後期課程留学生等に対し、外部資金も獲得して、授業料の免除、奨学金や研究費の支給等の経済的支援策を実施する。
- ③ 国籍を問わず優秀な学生を獲得するため、英語だけで大学院博士前期課程を修了できる研究科・専攻の充実を図り、博士後期課程まで継続して研究できる環境を整える。

2-2. 国際共同研究を推進する環境の整備

- ① 若手研究者が短期間でも海外で研究・研修ができる制度を利用しやすいよう改善し、利用を促進する。
- ② 国際共同研究を対象とする科学研究費補助金等の積極的な応募や海外機関等との共同研究を呼びかけ、研究企画や申請書作成に関する相談等の支援を実施する。
- ③ 本学研究者がグローバルに活躍し、国際共同研究の成果を発表できるよう経済支援を充実させる。

(3) 育成した人材や研究力を社会に還元することで、大学の国際的評価を確立する。

3-1. 教育・研究の成果を社会に還元する取組の強化

- ① 日本での就職を希望する外国人留学生やグローバルな活躍を目指す日本人学生に必要な支援を提供する。
- ② 総合大学の特徴を生かし、多様な分野における高度な研究活動を通じて、グローバルな課題解決や地域の国際化に貢献する。
- ③ 各種メディアや人的ネットワークの活用、多言語対応等を通じ、海外に向けた情報発信力を強化する。

3-2. 国際通用性のある人材を生み出す学内環境の整備

- ① 国際化関連業務を担う職員の育成や各部局への適切な配置等により、国際化を推進する組織・人員体制を強化する。
- ② 外国人留学生等への良好な住環境を提供し続けるために、国際交流会館や国際学生宿舎等の施設を長期的な視点に立ち運用する。
- ③ 全学的な文書の多言語化（日英）、学内施設の改善等により、多様な文化や慣習への対応が可能な環境の整備を図る。

参考：国際化基本方針及び国際化行動計画改定の変遷

年月	内容	備考
2014年2月	国際化基本方針 <u>策定</u>	
2015年12月	国際化行動計画 <u>策定</u>	
2016年1月	国際化基本方針 改定	軽微な改定
2017年3月	国際化行動計画 改定	軽微な改定
2019年3月	国際化行動計画 改定	軽微な改定
2020年4月	国際化基本方針・国際化行動計画 改定	大学名称変更に伴う改定
2022年7月	国際化基本方針・国際化行動計画 改定	基本方針と行動計画を統合 内容を刷新